

第2回「防府市参画及び協働の推進に関する協議会」会議録概要

1. 開催日時 平成26年5月21日（水）午後6時30分～8時30分
2. 会場 文化福社会館 2階 10号会議室
3. 出席委員 9人（欠席：1人）
4. 概要 （発言要旨の文章表現は、簡略化しています。）

◎協議事項

●事務局

はじめに、今回の機構改革に伴って行政関係者の異動がありましたので、自己紹介をさせていただきます。

事務局側の自己紹介。

続きまして、会議資料の確認をさせていただきます。

会議資料を確認。

それでは、以降の進行を委員長にお願いいたします。

●委員長

お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。前回この協議会では、どのようなことに取り組んでいくのか、大枠でお話ししながら、委員の皆様のご意見をいただいたというところです。

いよいよ、今回から防府市における参画の取組、協働の取組の現状についての検証、あるいはそれに基づいた提言書の作成に入っていきます。それぞれの立場でご活躍されている皆様の知見をこの場で是非ご披露いただき、防府市における参画、協働の道筋づくりに取り組んでいただければと思います。

今回は事前資料を事務局からいただいているので、資料を見ながら、まずは参画ということに焦点をあてて考えていきたいと思えます。日程としては次回から協働に関する協議に入っていければ理想的ですが、拙速になりすぎて十分に意見が反映されないということがないように、柔軟に運営していきたいと考えています。まずは、事前資料を準備いただいた事務局から資料の解説をお願いします。

●事務局

会議資料について説明。

1. 検証の視点（1ページ）

検証の視点として参画と協働の推進に関する条例の各条項の規定に基づき、検証項目を設けています。この他に検証項目とすべきもの等がございましたら、会議の中でご提案をお願いいたし

ます。気付き等記入欄はメモとしてお使いください。

2. 平成25年度 参画の手法実施状況総括表 (2ページ)

平成25年度に実施した参画の手法について、①条例の第9条に参画の対象として規定されている事項ごと、及び②総合計画に照らして分類した分野ごとに、どのような参画手法を実施したかを2つの表にまとめています。

3. パブリックコメント実施状況 (3ページ)

平成21～25年度までのパブリックコメントの実施件数と意見の提出状況を、分野別にまとめています。

4. 審議会等の運営状況 (4ページ)

平成21～25年度までの審議会等の委員の状況と、会議の公開等の状況をまとめています。

5. その他の参画手法の実施状況 (5ページ)

平成25年度に実施したパブリックコメントと審議会以外の参画手法(意識調査、公聴会等、ワークショップ)について、対象区分・名称・概要・実施時期・広報・結果・分野を一覧表でまとめています。

6. 参画の対象外としたもの (6ページ)

条例第9条第2項の規定に基づいて参画の対象としなかったものを一覧表にしています。

7. 複数の参画手法の実施状況 (7ページ)

複数の手法を実施したものについて、実施した参画の手法と実施時期を一覧表にしています。

8. 防府市スポーツ推進計画の策定過程 (8～10ページ)

具体的事例として防府市スポーツ推進計画の策定を取り上げ、市民等への広報を含め、参画の実施状況をまとめています。

参考資料1 パブリックコメント実施状況 (11～12ページ)

平成24、25年度に実施したパブリックコメントについて、対象区分・名称・概要・広報・実施時期・結果・分野を一覧表にまとめています。

参考資料2 平成25年度審議会等一覧表 (13～16ページ)

平成25年度に設置されている審議会等について、対象区分・名称・目的・委員の状況・会議の公開等の状況を一覧表にまとめています。

●委員長

事前に配布された資料についてご説明いただきました。それでは、これから協議に入ります。進め方としては、資料の1. 検証の視点に沿って意見をいただくかたちでよろしいでしょうか。

全委員承諾。

ではまず、条例【第9条】参画の対象から、「条例に規定されている参画の対象について積極的に機会を設けているか」というところですが、これについてはいかがでしょうか。

●A委員

条例の第9条第1項第3号の広く市民等の公共の用に供される施設の設置に関する計画等の策定又は変更のところですが、前回のメモで事業費としてはおよそ5億円程度としていますが間違いはないですか。

●事務局

参画及び協働の推進に関する条例の施行規則第2条に概ね5億円以上と規定しております。

●A委員

この計画等の策定について、参画を求める時期はどの段階のことをいうのですか。基本計画の段階、基本設計の段階、実施設計の段階などがありますか。

●事務局

市民等の意見を反映できる段階で参画を求めるということになります。

●A委員

そうすると、実施設計の段階ではもう意見が出てもどうしようもないので、基本計画くらいの段階ですね。

それと、例えば山頭火ふるさと館などは4億5千万円ということですが、計画の中身などは市民等の意見を聞いていますか。5億円以上というボーダー（境界）があっても、5億円を下回れば全くする必要がないということではなく、市民の関心度に応じて参画の手法をとるべきではないかと思います。

●委員長

金額というのがひとつの目安にはなっているということですが、それだけではなく、市民等の関心度を考慮に加えるべきというご意見ですね。

●B委員

今年、市民プールができるということですが、参画の対象にはならなかったのでしょうか。例に挙げられたスポーツ推進計画の事案とは違うようですが、資料にはないようです。もし参画の対象とされていないのであれば、市民がプールを使うということは子どもたちの利用もあるものですから、10年後を見据えて、アンケートなどの参画の手法をとるべきだったのではないかと思います。

●事務局

今回は25年度に実施された事案について調査しましたので、それ以前に行われたものにつきまして

は、資料には含まれておりません。ご指摘の案件につきましては、パブリックコメントについては行われていませんが、アンケート（意識調査）は実施していると記憶しています。

●C委員

うめてらす、ごみ処理施設、ソルトアリーナなどは参画の手法を用いていますか。

今、既に建設を終えたもの、あるいは建設中のものについて、どういった参画の手法がとられたのか、この資料では分かりません。

●事務局

今回の資料は25年度のものを中心に作成しておりますので、施設の計画の策定期間によって、載っていないものがあります。必要であれば、遡って調査を行い、次回の資料でお示しすることは可能です。

●C委員

大きな事業についてどのように進捗したのかという点は市民の大きな関心事ですので、まとめていただくと助かります。

●事務局

お話に出た3件の施設について、どのような参画の手法がとられていたかという点を調査し、お示しします。

●委員長

では、この件については次回、事務局から情報を提供いただきます。その他、参画の機会に関して意見等ありますか。

●D委員

検証項目に「積極的に参画の機会を設けているか」という大きな項目で分けられていますが、積極的とはどのようなことをいうのか、判断が難しいと思います。対象の性格によって、検証の方法は違うとは思いますが、担当者の恣意によって評価が変わることがないように、（積極的といえる状態かどうかの判断基準となるような具体的な）検証項目を設けるべきではないでしょうか。

●委員長

検証するための視点をどのようなかたちで考えるかという質問ですが、防府市ではいまのところ、数値、%（パーセント）で出しているということですか。

●事務局

個別の案件について参画を求めるかどうかという線引きを設けているというわけではありませんので、ひとつひとつの中身までは把握していない状況です。この資料の2ページ（平成25年度 参画の手法実施状況総括表）で読み取れることとしては、参画の対象とすべき案件の中で、参画の対象外とした案

件は3件、それらはすべて条例の規定に基づいて対象外としたもので、それ以外の事由で対象外としたものはないということです。

また、条例の第9条第1項第1号から3号には該当しないものの、市（所管課）が必要と認めて参画の手法を用いたものがその他に挙がっています。そのような案件は97件中71件あります。

これらの点から、ある程度参画の機会を設けることが出来ているのではないかと考えています。

●委員長

参画の機会を設けるべきものについては、何らかのかたちで設けているということですね。まずベースとなる水準としてはそういった集計がある。しかし、よりレベルの高い内容、指標を測定するという段階には至っていないという現状ですね。それにはいろいろと検討も必要かと思います。

資料の6ページにあります参画の対象外としたものの理由についてはなにか質問はありますか。

特にないようですので、【第11条】参画の手法の実施に関する検証項目についてご意見を伺いたいと思います。資料の7ページ（複数の参画手法の実施状況）に、9つの具体的事例について、参画の時期と手法が一覧にされています。

検証の視点としては、「効果的と思われる手法を適切な時期に実施しているか」と、「複数の手法を併用するよう努めているか」とありますので、方法の適切性、時期の適切性、それから複数の手法を効果的に使っているかという視点でご意見をお願いします。

●A委員

アンケートですが、こういった人を対象にしていますか。

●事務局

資料の5ページ（その他の参画手法の実施状況）に掲載しているようなかたちで、対象を抽出しています。

かわまちづくり事業計画の策定であれば、住民基本台帳から無作為に抽出した18歳以上の方を対象に2,000枚程度を配布して、回収率は43%程度となっております。結果については、市のホームページや市広報などに掲載しています。

●A委員

スポーツ推進計画についてはどうですか。

●事務局

スポーツ推進計画については8ページ（防府市スポーツ推進計画の策定過程）の上段にあるように、2種類のアンケート（意識調査）を実施しています。詳細につきましては、現時点で把握しておりません。

●A委員

スポーツ推進計画については、アンケート対象が分かりませんが、市内のスポーツ団体等にはアンケートをとられたのでしょうか。無作為のアンケートを否定するわけではありませんが、それに加えて、関係の深い個人や団体については何らかの方法で意見聴取をするべきではないでしょうか。そういう意味で、アンケートはもっと採用されるべきだという気がします。

●委員長

アンケートの対象者の抽出方法はそれぞれのプロジェクトの中で検討されるということで、一貫したルールがあるわけではないのですか。

●事務局

審議会とパブリックコメント、公聴会については細かく運用が定められていますが、アンケート（意識調査）やワークショップについては細かい取り決めはありません。

●委員長

今のA委員さんのお話は効果的と思われる手法、効果をより高める手法を取るという点で意味のあるお話だったかと思います。

●C委員

アンケートの対象をどのようにするかということも明記する必要があるのではないのでしょうか。現状は、仕組みとして体系的につくっていくという状況ではないようなので、仕組みとして整理するというのを是非検討していただきたいです。

●委員長

基準の整理ということで、参画の手法や中身を各プロジェクトに委ねるのではなく、ガイドラインを設けてはどうでしょうか。というお話ですね。

●C委員

他の自治体や団体の情報も整理してもらえると議論しやすいと感じました。

●B委員

（第12条の参画の手法の実施に関する事項の公表については）複数の方法を併用しているということで、ホームページであるとか市広報、公民館への掲示などがあるということですが、人が集まるところに表示するべきだと思います。また、担当課だけではなく、横断的に、行政一丸となつての情報発信が必要です。例えば、公募がないのであれば、どこか使えるネットワークはないか、計画や施設であれば、5年後10年後を見据えて、対象者となる人の意見をどうやって吸い上げていくのかを考えていく必要があります。

●委員長

情報の提供の仕方、行政からの横断的な情報発信の可能性についてのお話ですね。

実際のところ他の課の情報というものをどのくらい周知されていますか。分かる範囲でお願いします。

●事務局

掲示については、最も人が出入りする1号館と4号館の掲示板に掲示しています。しかし、それ以外に庁内に向けてのお知らせということは特に行っておりませんので、庁内でどの程度該当の案件について情報共有が出来ているかは分かりかねます。

●B委員

ごみ処理場の件では、どういったパンフレットをつくるか、フォント（文字の字体、デザイン）はど
うするかなど、いろいろな協議をしました。どのような対象にどのようにPRするのか、クリーンセン
ターの職員とも侃々諤々（かんかんがくがく）の議論をし、職員の方々も朝から晩まで動かれました。
そして、一般向け、企業向けとパンフレットを作成し、事業者とも協力し合える部分については協力を
し合いながら、周知をしていきました。地元まで出向いての説明会も何度も行った結果、4月1日
からのごみ分別の変更以降もトラブルは少ないと聞いています。

こうした経験からも、いろいろな手法、いろいろな形で、どのような対象に、どのように周知して
いかということ、ネットを広げていく必要があるのかなと感じています。

●委員長

いろいろな取り組みについて、努力を重ねていくということですね。その他、参画の手法に関する
意見、検証項目に関する意見はございますか。

●E委員

パブリックコメント、審議会、ワークショップなど、参画の手法は様々あります。どの手法をとる
かは予め決められているのですか。それとも、審議会を立ち上げて審議をする中で、パブリック
コメントにしましょう。ワークショップにしましょう。というような形で行われているのでしょうか。

●事務局

どの手法をどの段階で選択していくかということについては、案件ごとに違う側面があるので、
特に定めたものではありません。例えばアンケートで現状の意識調査、今後の意向調査を行って
から、それらを審議会にかけていくというケースもありますし、審議会の後にアンケートをとる
場合もあります。

●委員長

ケースバイケースで判断されているということですね。

●E委員

以前、ワークショップに参加しましたが、ワークショップやパブリックコメントというものは
広く意

見が聞けるので、できる限り行うのが良いと思います。

市民側でも意識を変えなければという面もありますが、市民を参加させるところまでの情報提供をどのようにするかも大切なことだと思います。

●委員長

参画の手法の選択についても、何らかのガイドラインがあると全体としての水準があがっていくということもあるかもしれませんね。

●C委員

パブリックコメントなどに関しては、非常に専門性が高いことについて自由に応募するようなかたちになっていることが多く、ワークショップでは、ある程度テーマがあって、それに対して実施されるものが多いのかなと思います。参画を求めるときの情報提供の中身も市民の側に分かりやすくしようと考えていくと良いのかなと思います。

●委員長

ありがとうございます。では、【第12条】公表の方法に入っていきたいと思います。検証項目としては「実施に関して2つ以上の方法により公表されているか」ということですがご質問、ご意見をお願いします。

●D委員

公表の仕方というのは大変難しいと思いますが、この資料を見ると、行政の努力に比して市民の反応が極めて低いですね。市民の意見を聞くのに一番反応が良いのは何か。例えばホームページか、広報か、アンケートか。アンケートを聞かれたら多くの人は返してくると思います。

広報については、何回出しても見る人見ない人は決まっています。また、表示の仕方も難しいと思います。広報では、特に大事と思われるものには真ん中を使っておられますよね。このように、意見を求めているという点をはっきりと表示する。しかし、これについての意見、という聞き方では、意見を出すのは非常に難しいと思います。ひとつの事案について、例えば時期はどうか、内容はどうか、使いやすいか、などと項目分けしてパブリックコメントを聞けば、意見が出やすいのではないかと思います。

また、回答が3件、4件と少数の場合は非常に特異な意見が出るのではないのでしょうか。特異な意見に引きずられて大半の意見とは異なるところに流れることは避けないといけません。

もう1点、9ページ（防府市スポーツ推進計画の策定過程）の下段に特記事項というのがあります。この特記事項をみると、受付済みの連絡はしませんとか、直接回答はしませんなどの表現があり、ネガティブな印象を与えます。自分の意見がきちんと受け止められているのか分からず、意見を出す意欲を削ぐのではないかと思います。

●委員長

3点、ご意見をいただきました。

公表に対する市民の関心をひくにはどうすればよいかについての意見。

意見が少数である場合のその意見の有効性に対する意見。

特記事項の表現についての意見。

3点目の特記事項の表現については行政の側で何か理由があるのでしょうか。

●事務局

通常は数件程度の意見ですので、対応可能という考え方もできます。しかし、多くの意見をいただいた場合に、ご返答するのが難しいということがひとつの理由かと思います。

●委員長

回答を個別にしません。という点についてはやむを得ないとしても、受付済のお知らせはしても良いのかもしれませんが。公表の段階ではどのような意見が出たか分かりますか。

●事務局

結果の公表の段階では、いただいた意見全てについて公表をいたします。公表の段階にならないと意見が受け付けられたかどうか分からないという点は、検討の必要があるかもしれません。

●B委員

行政のホームページというのはどうしても堅いイメージがあります。パブリックコメントの欄もありますが、なかなか見てもらうことにつながっていません。新着情報の見せ方を考えていく必要があると思います。広報にしても、表紙に一文を入れるなど、見せる工夫が必要だと思います。

●事務局

広報にはパブリックコメントの実施という言葉を見出しとして掲載しています。ホームページについても更新はしているのですが、新着情報が利用者の側に分かりにくいという面があるのかもしれません。

●委員長

検討課題のひとつですね。

●A委員

パブリックコメントは防府だけの課題ではなくて、他市をみても2～3件くらいしか意見がないのが実態かなと思います。

別件になりますが、8ページ（防府市スポーツ推進計画の策定過程）のアンケートについて、結果は公表されていますか。

●事務局

スポーツ推進計画については全て計画の中にアンケート（意識調査）の結果が盛り込まれています。

●A委員

パブリックコメントの前に結果の公表はしなかったのですか。事前にアンケートの結果を公表しておけば、市民の関心度が数段高まるのではないのでしょうか。策定されたものに調査結果がついていても意味がありません。アンケートの結果があって、計画を立てて、そしてパブリックコメントをすれば市民のニーズがどのあたりにあって、どのように計画に反映されたかが分かりやすく、パブリックコメントへの参画につながってくると思います。

もう一点、会議開催のお知らせですが、ホームページなどでの案内はしていないのでしょうか。

●委員長

ホームページへの会議開催のお知らせについての回答をお願いします。

●事務局

会議開催の案内についてはホームページで公開しているものもありますが、必ず載せるという取り扱いにはしておりません。課によって対応は異なります。

●A委員

公開をするような審議会、協議会、委員会は積極的に開催案内をホームページ等にも載せるべきだと思います。それがパブリックコメントなど、その他の参画へもつながってくるものと思います。

●委員長

積極的にホームページを活用して、周知していくということですね。もう一点は、アンケート結果を事前にどのような形ででも公表していくことで、以降のパブリックコメントなどへの参画につなげていけるのではないかというご意見でした。計画等が策定される際には、もちろんアンケート結果も公表されるものだと思いますが、計画等の策定前になんらかの形でアンケート結果を公表することで、市民の関心を引き続けるという取り組みについては、どのようにお考えですか。

●事務局

アンケート（意識調査）の公表時期や公表方法につきましては、具体的にマニュアル等にして示したものはございません。今回の調査でも、個別にどのような取り扱いをしているかは把握していませんでした。

●B委員

アンケートに関わった経験からいうと、アンケートの内容によっては莫大な調査項目があり、これを集計してホームページで公開するとなると非常に難しいものがあります。単純に集計してすぐに出せないものもありますし、間違いもあります。そうすると、なかなか素早く集計結果を出すというわけにはいきません。アンケートの量と質によっても適切な扱い方は分かれてくるような気がします。

●委員長

公表するということはそれなりに重みのあることですので、全てを公表するのか、あるいは概略を公表するのか、部分的に公表するのか、市民の方の関心を持ち続けていただくということを考えたとき、適切な公表の時期や方法というのは考えていくべきところですね。

【第12条】公表の方法、【第13条】パブリックコメントのあたりに入ってきていますが、そのほか、ご意見はありますか。

●F委員

公表についてですが、情報を発信する側と、受ける側との温度差といいますか、受け手側の傾向を知るために、年齢層などのデータをある程度把握する必要はないでしょうか。パブリックコメントの募集要項では、住所、氏名、電話番号とありますが年齢等はありません。案件ごとにどういった方の関心が高いのかを量るために年齢層などは有用かと思います。そこからどう活かしていくかという問題もありますが、どうでしょうか。

●副委員長

パブリックコメントの提出に際しては、個人名等を記載するという規定はない場合もあると思います。その場合には極端にいうと、防府市民以外から意見が来ることありえます。個人情報の保護という意味でそのように規定している場合が多いのですが、防府市ではどうでしょうか。

●事務局

防府市では、住所、氏名、電話番号を必ずご記入いただき、年齢は求めておりません。

●副委員長

もし未記入で届いた場合はどのように対応されるのですか。

●事務局

住所、氏名、電話番号のないものにつきましては、受理しません。

これは、意見をいただくときに責任ある意見をいただきたいという趣旨での規定です。同じ理由から、男女の別や年齢については必要ないという判断をしています。

●委員長

パブリックコメントの質を保つためという考え方ですね。無責任な意見や特異な意見だけが集まる、ということにならないように氏名などはお聞きすると。

●A委員

住所、氏名を出すのであれば、回答した側としては自分のところに直接回答が欲しいと考えます。

●B委員

回答とまではいなくても、受信確認くらいは出せても良いと思います。コスト面は分かりませんが、自動返信のシステムを取り入れるという方法もあります。

●A委員

回答は、メールより手紙などのほうが多いのではないですか。

●事務局

提出の方法については、把握しておりません。

●委員長

そこに職員のエネルギーを使いすぎることも問題ですが、きちんとした対応がパブリックコメントの回答者に伝わり、参画する意欲の向上につながっていくということもあるかもしれません。

続いて、【第14条】審議会等の設置及び運営に移りたいと思います。

細かい検証項目がありますが、ひとつ目は「公募による委員のいる審議会等の割合は適正か」ということで、そもそも公募委員を入れているかということ。ふたつ目は「女性委員の割合は適正か」ということで、3割程度という目標値を設定されているようです。この2つが会議の構成に関する事項です。

それから「会議の開催に関する事項は公表されているか」、「会議録は公表されているか」という公表に関する事項ですね。資料としては4ページ目（審議会等の運営状況）が中心になります。

●B委員

女性委員の割合が30%以上の審議会等というのは、どのように解釈すればよろしいですか。

●事務局

数字としては、4ページ（審議会等の運営状況）の女性委員の割合のところは30%を超えるということが目標値となります。この数字は平成25年度で21.5%と、目標値の30%を下回っています。

そして、「女性委員の割合が30%以上の審議会等」の割合28%というのは、この目標値をクリアしている審議会の割合となります。

●A委員

総合計画でいうと平成27年度には「女性委員の割合が30%以上の審議会等」の割合が100%にならないといけないということになっており、かなり遅れてしまっていますね。

●委員長

非常に厳しい状況ですね。努力するのは当然のこととして、努力しているにも関わらず女性委員が集まらないということもあるのかもしれませんが。こういった理由が考えられるでしょうか。

●事務局

理由のひとつとして、団体の長が委員となる場合に男性が出てこられることが多いということはありません。最近では、団体の長に限らず女性委員の推薦をお願いしている審議会もあります。

●委員長

団体の長による充て職的な部分と、様々な組織の成り立ちから変革が難しい部分もあるのかもしれませんが。そうすると目標の実現可能性はどうだったのかという話になります。委員選出のシステムから変えていかないと、今の状況では女性委員の比率は高まりにくいと考えられます。

●副委員長

細かい話になりますが、会議の開催時間が夜となると、女性は参加しにくくなります。逆に日中になると男性が参加しにくいということになってしまい、難しいところだと思います。

テーマによって、例えば子育て支援などは女性委員を登用するために、早めの開催時間を設定するなどの考え方があっても良いと思います。男性、女性で分けて、子育ては女性がするものとしてしまうことにも問題がありますが、一律に女性比率30%を目標とするのではなく、審議会の内容によって重点的に女性の比率を高めると、全体としての女性比率は上がってくるのではないかと思います。

●A委員

公募委員の男女比は同じくらいになっていますか。

●事務局

公募委員の中での男女比について、正確なデータは把握しておりません。しかし、委員名簿を見る限り、女性のほうが少ないように感じます。

●A委員

女性の応募が少ないということですか。もしそうであれば、女性のほうが参画の意識が低いということにつながってくると思います。

●B委員

審議会の中身によるのではないですか。審議内容によっては自然と女性が多くなるものではないかと思っています。

●A委員

参画に対する意識が同じであれば、一般的な内容のものについては男女比が同じになるのではないのでしょうか。そして、内容によっては女性のほうが多くなって、全体として女性の比率が多くなりそうな気がします。例えば、ごみや育児は女性が多く、スポーツなどでは男女比は同じという具合です。男性のほうが多くなりそうなテーマというものはそれほどないように思います。

●B委員

公募する審議会の内容によって、女性の役割がどのように求められているか、審査する基準はどうか、そういったものも影響すると思います。

●A委員

資料を見る限りでは、公募対象となるものが、特段女性にとって参加しづらい内容とは思いません。

●D委員

少しよろしいですか。公募が何名であるとか、女性が何名であるとかはひとつのチェック項目ですよ。この第14条の審議会等の設置及び運営のチェック項目として、年齢や地域の偏りがいないかという項目も設けるべきではないでしょうか。そうするといくらか公平になるように思います。

それともうひとつ、市の審議会には同じ委員が多くおられます。これを防がないと審議会は硬直化し、方向性が狭まってしまいます。過去にどのような審議会に何回入っているかということをチェックし、慎重に委員を選択する必要があるのではないのでしょうか。いろいろな会合に出ていると、その会合の会長、副会長が皆同じで、年齢層も高いということがありました。専門家が選びやすいというのは分かりますが、もう少し配慮していただきたいと思います。

●委員長

委員構成について、公募委員の選任と女性委員の割合とありますが、それに加えて年齢層や地域などの要素も加味してはどうかというご提案と、同じ方が複数の委員を長期にわたって続けるようではいけないというお話ですね。年齢層や地域の別に関してはどのようになっているか分かる範囲でお話してください。

●事務局

地域性につきましては、委員選出の際に各自治会から出ていただいたり、地区の社会福祉協議会から出ていただいたりと、ある程度考慮してお願いをしております。公募委員に関しては、募集の際に地域を限定してということはない状況かと思えます。年齢につきましては、募集する側としてはできる限り広い世代のご意見をいただきたいと考えていますが、応募される方は比較的年配の方が多いというのが現状です。団体の長や役員の方につきましても、比較的年配の方が多くなりますので、結果として世代の偏りが出してしまうという部分があります。

●委員長

委員構成全体を考えたときに、地域や年齢については一定の配慮はしているということですが、公募委員については応募があつての話ですからなかなか難しいということですね。こういった方が公募委員に応募されているかというデータはストックされていますか。

●事務局

委嘱された委員につきましては、名簿を作成しております。基本的には、委員を選任する際には、そ

の名簿を用いて、兼任状況を確認した上で選任しております。しかし、団体の長あるいは役員の方などには、やむなく重ねてお願いするという状況もあります。

●委員長

今の話は委員の選任の際のお話ですね。基本的には、広く参画の機会を提供するために配慮はされているということですね。

●G委員

13ページ以降に平成25年度の各審議会の一覧表があるのですが、女性の委員数はクリアしているが、公募はしていないという課が見受けられます。両立が一番いいのでしょうけれども、それが難しい場合に、チェックリストに「○」をつけるために運用しているのではないかと、という印象を受けました。それなりのルールがあって偶然そうになったのかもしれませんが、少し気になりました。

チェックはあくまで結果論です。目標に捉われすぎることなく、それぞれの審議会にとって大事なことは何なのかという本質をみて、意味のあるものにしていけたら良いと思いました。

また、公募を行って広く意見を求めるとき、画一的な表現ではなく、何が必要とされているのか、どういう方に来ていただきたいのかを一言加えておく方が良いのではないのでしょうか。公募の際に、もっとインパクトのある、熱意をみせていただくと、反応も違うと思います。

あとは委員になる人の問題ですが、必要とされていて、やってやろうという気持ちがあれば、良い審議会になると思います。

過去に他の委員にもなったことがあるのですが、多くの人が多く会議に出て、考え、意見を出すことが大切です。いつも同じ人が出てその人しか話さない、ということでは良い審議会になりません。団体の執行部の方についても、決まった人ではなくても、審議会は成り立つと思います。

●委員長

ひとつは公募の際の「こういった層を求む」というような表現ですね。広く参画の機会を設けるといふ前提がありますから、それを踏まえたうえで何らかの指定をするということです。そういった感覚というのは、行政的には少し苦しいのかなという気もしないではないですが、どうでしょうか。

●G委員

募集内容にカラーがないので同じに見えてしまいます。

●委員長

機会の公平性を保たないといけないので、行政としてはカラーを出したくない、特定の条件を加えたくないという面があります。条件をつけるときに、正当で合理的な理由があれば良いですね。

公募の場合は、広く求めることが前提ですから、条件をつけることは特に難しいのかもしれませんが。

●C委員

委員の選出はこのようにする、などのガイドラインはありますか。

●事務局

防府市審議会等の設置及び運営に関する要綱というものを定めています。さきほどお話にありました兼任の状況や年齢の偏りにつきましても、注意するように定めた項目があります。これらを検証項目に加えていくということは一つの考え方としてあるのではないかと思います。

●B委員

行政の組織としてその情報は共有されていますか。

●事務局

審議会の委員の選任に関わる要綱については全庁で共有しています。やむを得ず兼任されるということ、女性が揃わないということはありませんが、基準については全ての課が理解しています。

●A委員

公募の有無という項目で一律にされていますが、公募になじむものとなじまないものがあります。これらは分けて考えた方が良いでしょう。一覧で見ると、公募しても良いものをしていないように見えるものがあります。しかし、実際には公募していないものの中には公募になじまないものが多くあります。例えば公民館の運営審議会などは、利用者の集まりですから公募する性質のものではありません。

●委員

この資料では審議会等というものを参画のひとつの手法として考えてまとめられていて、2ページ(平成25年度 参画の手法実施状況総括表)の参画の対象区分別件数でも、審議会はその他の部分で採用されているものがほとんどです。ということは、参画の対象として特に定められているもの以外でも、市長等が必要と認めるものとして多くの審議会を開き、市民の参画をいただいているということです。公募だけが参画というわけではないので、たとえ団体の長の充て職的な形のものであるとしても、市民の意見を多く取り入れるためにこれだけの審議会をやっているということ、市の側としてはアピールしても良いのではないかと思います。

10万人なら10万人と、参画を促す際の母数となる人数は決まっています。40万50万の母数があっても、公募に出てこられる方は限られているところを、あちこちで見えています。市の発信だけではなく、会議に出られた皆さんが、様々なコミュニティの中でアピールをいただければ一番良いと思います。あの審議会面白かったよ、というようなものでも良いです。そのようにして、市民の側からもまた新たな市民を取り込んでいく工夫があれば良いのかなと思いました。

●委員長

議論は尽きませんが、本日の会議は閉めさせていただいてよろしいですか。

次回は今回の続きで参画に関する検証と、協働についての内容に入っていきたいと思います。

事務局には今回のお話で出た資料と、協働に関する資料をまとめていただきたいと思います。

全委員承諾。

【第14条】審議会等の設置及び運営の検証項目の「会議録は公表されているか」及び【第15条】その他の参画の手法に関する取扱いについては次回の第3回会議に持ち越しとし、閉会。

●事務局

次回の協議会の日程について→7月23日（水）18時30分開始で全員承諾。

場所は後日お知らせする。